

車輪脱落事故防止対策助成金交付要綱

令和5年4月1日 制 定

令和7年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、交通事故防止対策の一環として、車輪脱落事故防止対策機器を購入する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

(対象装置)

第3条 次の各号に掲げる機器とする。なお、下記（1）について、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の「安全装置等導入促進助成金交付要綱」で定める要件を満たす場合、当該助成金に加えて別途申請することができる。

(1) トルクレンチ、トルクセッター型インパクトレンチ

※車両総重量8 t以上の事業用トラックを保有する事業所が、大型車用（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルクレンチ（自立型トルクレンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）を購入した場合、当該助成金に加えて、「安全装置等導入促進助成金」も申請可能

(2) ホイール・ナットインジケータ

(3) ホイール・ナット用ラインマーカー

(4) ゼイフティラグロック

(5) その他、岩ト協が認めた車輪脱落事故防止に係る機器

※ボルトクリーナー、脱落防止ナット（ダブルナット）、ナットチェッカー

(助成額)

第4条 第3条（1）～（5）に係る機器本体購入価格の2分の1（千円未満切捨て）とし、1事業者あたり50,000円を上限とする。

2、保守費用・校正費用（メンテナンス費用）・送料及び消費税は対象外とする。

3、中古品、レンタルの場合は対象外とする。

(申請期間)

第5条 対象機器を買い取り（一括、割賦）、またはリースで新たに購入した当該年度の4月1日から翌年2月20日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、申請期間内に購入したことが確認できる書類（領収書等、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書）を提出することとする。また、機器は申請期間内に導入し、かつ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、様式1「車輪脱落事故防止対策助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」、対象機器のメーカー名・型式・購入単価が記載された請求書（リースの場合は見積書でも可）の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し、リースの場合はリース開始日または物件借受日が記載されているリース契約書の写し、割賦購入の場合は引渡日等が記載されている割賦販売契約書の写し）、また、第3条（4）に該当する機器については、その機器の内容がわかるカタログ等の写しを添付し、岩ト協に申請する。

なお、上記申請書類で要件の確認が出来ない場合は、別途確認できる書類を求める場合がある。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があった時には、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は令和5年4月1日より適用する。
2. 令和6年4月1日一部改正
3. 令和7年4月1日一部改正